

令和5年度群馬県クリーニング師試験の案内

群馬県

I 試験日時及び試験会場

試験区分	日 時	場 所
学 科	令和5年11月19日(日) 午前10時40分から 午前11時40分まで (集合 午前10時20分)	前橋市南町三丁目61番5号 群馬県理容専門学校
実 地	同 日 午後0時50分から 午後4時30分頃まで	同 上

II 試験科目

1 学科試験(60分)

- (1) 衛生法規に関する知識
- (2) 公衆衛生に関する知識
- (3) 洗濯物の処理に関する知識

2 実地試験

- (1) アイロン仕上げの技術(9分) ※使用するアイロンの重さ 約5.3kg(約11.7ポンド)
- (2) 繊維の識別に係る技能(8分)
- (3) しみ抜きに係る技能(8分)

III 受験資格

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に定める高等学校入学資格を有する方。
- 2 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した方、旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を修了した方又は厚生労働省令の定めるところにより、これらの方と同等以上の学力があると認められる方。

IV 出願書類

- 1 クリーニング師試験受験願書(様式に記載)・・・正副2部
- 2 履歴書(様式に記載)・・・1部
- 3 写 真(下記要件に該当するもの)・・・1枚
出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5cm、横3.5cmのものを所定の写真票に貼り付けてください。
- 4 前記IIIの受験資格を有することを証明する卒業証明書又は卒業証書の写し(専門学校、各種学校は除く)・・・1部
なお、卒業証書の写しの場合は、原本も持参してください。
- 5 改姓等により、上記4に記載された氏名と現在の氏名が異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(婚姻、養子縁組、改姓、改名等の事項を省略しないものであって、発行後3月以内のもの)・・・1部

V 受験願書の配布期間及び配布場所

令和5年9月5日（火）から9月22日（金）までの、午前9時から12時、午後1時から午後5時の間（ただし、土、日、祝祭日を除く）に、県内各保健福祉事務所（衛生係）、前橋市保健所、高崎市保健所及び県庁食品・生活衛生課で配布します。

VI 受験願書の受付期間及び受付場所

令和5年9月5日（火）から9月22日（金）までの、午前9時から12時、午後1時から午後5時の間（ただし、土、日、祝祭日を除く）に、県内各保健福祉事務所（衛生係）、前橋市保健所及び高崎市保健所で受付を行います。

VII 受験手数料

9,000円（群馬県収入証紙を受験願書（副）に貼り付けて、納付してください。）

VIII 合格発表

- 1 令和5年12月11日（月）、各保健福祉事務所、前橋市保健所及び高崎市保健所において受験番号を掲示する方法で行います。
- 2 受験者全員に試験結果を通知するとともに、合格者には合格証書を交付します。
- 3 電話による問い合わせには、一切回答いたしません。

IX 得点の開示

受験者は、合格発表の日から1か月間、科目別得点及び総合得点を群馬県食品・生活衛生課で口頭請求できます。この場合にあっては、本人であることを証明できる書類（受験票、学生証、運転免許証、その他身分証明書）を持参してください。

X その他

- 1 「クリーニング師試験受験票」は、別途送付します。
- 2 実地試験のうち、アイロン仕上げの技術において使用するワイシャツは群馬県で用意しますので、ワイシャツを持参する必要はありません。
- 3 試験当日は、筆記用具（鉛筆等）、受験票、昼食、上履き及び下足を入れる袋（ビニール袋等）を必ず持参してください。
- 4 納入された受験手数料は、理由の如何を問わず払い戻しをいたしません。
- 5 受験申請に関する書類は、受付後は返却いたしません。
- 6 受験者は、試験当日の定刻までに来場してください。
試験開始時刻から20分以上遅刻した場合は受験できません。
- 7 その他受験に関して不明な点は、県内最寄りの保健福祉事務所（衛生係）、前橋市保健所、高崎市保健所又は県庁食品・生活衛生課（電話：027-226-2445）へ問い合わせてください。